居宅介護支援事業所重要事項説明書

・1　指定居宅介護支援を提供する事業者について

名称・法人種別	医療法人　藤仁会
代表者役職・氏名	理事長　藤村　作
所在地・電話番号	〒362-0035　埼玉県上尾市仲町 1-8-33 048-776-1111

・2　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所	指定居宅介護支援事業所　ふれあいあげお
所在地	埼玉県上尾市仲町 1-8-32
介護保険指定番号	1171600057
サービスを提供する地域	上尾市・さいたま市北区・西区・見沼区

※上記地域以外の場合でもご希望の方はご相談ください。

(2)　事業の目的及び運営の方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しましては、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。

　また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

(3)　事業所の職員体制

管理者	明石　千秋

職種	区分	業務内容	人数
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービスに係わる業務	1名
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービスに係わる業務	2名以上

(4)　営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日・国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）
営業時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時30分 土曜日　午前9時～午後1時
緊急連絡先	090-2769－6305

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

① 重要事項説明及び契約書の締結（契約開始）
② 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
③ 居宅サービス計画に対するご利用者の同意（保険者へ提出）
④ 担当の介護支援専門員による居宅サービス計画（原案）の作成
⑤ 担当者会議の開催
⑥ 同意を得て、サービス提供開始

要介護区分 取り扱い件数	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ(ⅰ) 11,316 円	居宅介護支援費Ⅰ(ⅰ) 14,702 円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が 45 人以上 60 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ(ⅱ) 5,668 円	居宅介護支援費Ⅰ(ⅱ) 7,335 円
介護支援専門員１人当たりの利用者の数が 60 件以上の場合	居宅介護支援費Ⅰ(ⅱ) 3,396 円	居宅介護支援費Ⅰ(ⅲ) 4,397 円

※介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません
(全額介護保険により負担されます)

【加算料金】・・・各々についての要件を満たした場合に算定されます。

加算	要件（抜粋）
特定事業所加算(Ⅰ) 5,407 円 特定事業所加算(Ⅱ) 4,386 円 特定事業所加算(Ⅲ) 3,365 円 特定事業所加算(A) 1,187 円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する事」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 （1 月につき）
初回加算 3,126 円	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が 2 区分以上に変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合
入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,605 円	利用者が入院するにあたって、医療機関へ必要な情報を提供した場合。 ※必要な情報とは、具体的には当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況をいう。当該加算については、利用者一人につき１月に１回を限度とし、病院又は診療所に入院した日のうちに情報を提供する
入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,084 円	利用者が入院するにあたって、医療機関へ必要な情報を提供した場合。 病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に情報を提供する

退院・退所加算(Ⅰ)イ　4,689 円 退院・退所加算(Ⅰ)ロ　6,252 円 退院・退所加算(Ⅱ)イ　6,252 円 退院・退所加算(Ⅱ)ロ　7,815 円 退院・退所加算(Ⅲ)　9,378 円	利用者の退院・退所に当たって、医療機関・施設の職と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画を作成した場合 (Ⅰ)イ　連携 1 回 (Ⅰ)ロ　連携 1 回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ　連携 2 回以上 (Ⅱ)ロ　連携 2 回(内 1 回以上カンファレンスに参加) (Ⅲ)　連携 3 回以上(内 1 回以上カンファレンス参加)
通院時情報連携加算 521 円	利用者が病院又は診療所において、医師又は歯科医師の診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うと共に、医師又は歯科医師から当該利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画等に記録した場合は 1 人につき 1 月に 1 回を限度として算定する
緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1 月に 2 回を限度として算定する
ターミナルケアマネジメント加算 4,168 円	在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

・3　その他の費用について

(1) 看取り期において、介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったが、ご利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められた場合は、居宅介護支援事業所の基本報酬を算定いたします。

(2) 保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1 ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(3) 交通費はサービス提供地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域にお住いの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。なお、自動車を使用した場合は以下の通りです。

- 通常の実施地域を超えた地点から片道 10 キロ未満・・400 円
- 通常の実施地域を超えた地点から片道 10 キロ以上 20 キロ未満・・600 円
- 通常の実施地域を超えた地点から片道 20 キロ以上・・800 円

(4) 解約料はかかりません。(契約はいつでも解約する事ができます)

・4　利用者の居宅への訪問頻度の目安

居宅サービス計画の作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも１ヵ月に１回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下モニタリングという)致します。モニタリングの結果については、その都度記録致します。また、次の要件を設けたうえで２ヵ月に１回利用者の居宅を訪問致します。

《要件》

(1) ご利用者様の同意を得ること

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者、その他の関係者の合意を得ること

ⅰ　利用者の状態が安定している

ⅱ　利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来る
(家族のサポートがある場合も含む)

ⅲ　テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業所との連携により情報を収集すること

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には介護支援専門員は利用者の居宅を訪問する事があります。

・5　当事業所の居宅介護支援の特徴とサービスの提供方法

(1) 要介護認定や認定変更の際には、サービス担当者会議を開催または意見の照会を行います。

(2) 利用者の心身の状況、また置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な介護保険サービスや介護保険外のサービスを組み合わせて、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。

(3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重すると共に、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。

(4) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

(5) 利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(6) 関係市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(7) 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

サービスの提供方法

事項	有・無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はご相談下さい
調査（課題把握）の方法	―	全社協方式
介護支援専門員への研修実施	有	年 4 回　継続研修を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	前記 3 の（4）参照

6　サービス内容に関する苦情

(1) ご利用者相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

居宅介護支援事業所ふれあいあげお　管理者　明石　千秋 電話番号：048-777-3320 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：30	
上尾市役所高齢介護課	電話番号：048-775-6473
さいたま市北区高齢介護課	電話番号：048-669-6067
さいたま市西区高齢介護課	電話番号：048-620-2667
さいたま市見沼区高齢介護課	電話番号：048-681-6067
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号：048-824-2568

7　事故発生時の対応

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名社団法人全国訪問看護事業協会 保険名居宅サービス事業所・居宅介護支援事業所賠償責任保険

8　BCP（業務継続計画）策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めます。

- 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施致します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を致します。

9　感染症の予防及び、まん延防止のための措置

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備致します。
また、予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し介護支援専門員に周知するとともに、研修及び訓練を実施致します。

10　高齢者虐待防止の推進

虐待防止に関する担当者、及び責任者を選定するとともに、人権の擁護、虐待の発生、その再発を防止するために委員会を設立し従業者へ周知します。他、指針の整備、研修を実施致します。
また虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通達します。

虐待防止に関する責任者	明石　千秋

11　身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。また、適正化のための対策を検討する委員会を３ヵ月に１回以上開催し、その結果について職員に周知徹底致します。

12　ハラスメントの防止

ご利用者または、ご家族等の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には上尾市役所高齢介護課、上尾市地域包括支援センター、さいたま市北区・西区・見沼区高齢介護課、さいたま市地域包括支援センターへ相談を行い、契約を解除させて頂くことがあります。
また以下のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合、当法人のマニュアルに基づき契約を解除致します。

- 暴力又は乱暴な言動
- セクシャルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- その他（個人の携帯番号を聞く、必要以上の長い電話・ストーカー行為等）

13　個人情報の保護

(1) 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
(2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものと致します。

14　ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求める事とされている「主治の医師等」に入院中の医療機関の医師を含みます。

15　一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択性の導入

利用者の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を致します。

16　看取り期における支援について

看取り期において、ご利用者、ご家族の意向に沿い「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、在宅でも介護を支援致します。

17　地域ケア会議における関係機関への情報共有

介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別ケアマネジメント事例の提供依頼があった場合には、これに協力するよう努めます。

18　サービス・契約終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。
(1) 利用者が介護保険施設その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所又は入院した場合
(2) 利用者について要介護認定が受けられなかった場合
(3) 利用者が死亡した場合

令和　　年　　月　　日

上記内容について「上尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める規定」に基づき、利用者へ説明を行いました。

事 業 所：上尾市仲町１－８－32
事業所名：医療法人藤仁会
　　指定居宅介護支援事業所ふれあいあげお

説 明 者　　印

私は「指定居宅介護支援事業所重要事項説明及び同意書」に基づいて事業者より重要事項の説明を受け同意しました。

利用者　住所

　　氏名　　印

家族等　住所

　　氏名　　印

　　利用者との関係（　　）